

お子様がお生まれになった方へ



この度は、お子様のご誕生おめでとうございます。井手町では下記の様々な制度等があり、適切な時期に手続きをされなければ、制度が受けられない場合や、制度該当が途中からになってしまう場合がありますので、必要となる手続きをご確認ください。

チェック欄	項目	要件・期限等	担当窓口
☐	出生届	◆誕生日を含む14日以内。	税住民課 Tel82-6163 (庁舎1階)
☐	母子健康手帳	◆母子手帳に出生届出済の証明	
☐	広報誌等掲載への情報提供	◆広報いで・京都新聞・洛タイ新報への掲載の有無	
☐	国民健康保険加入の手続き	◆生まれたお子様が国民健康保険に加入される場合	保健医療課 Tel82-6166 (庁舎1階)
☐	子育て支援医療費助成の手続き	◆誕生日を含む14日以内	
☐	井手町出産応援給付金	◆令和3年4月1日以降に生まれ、出生後最初に井手町の住民基本台帳に登録され、かつ給付金の申請を行う日まで引き続き住所を有している児童の保護者。 ◆対象児童の誕生日の1年前から引き続き井手町内に住所を有している保護者。	子育て支援課 Tel82-2022 (庁舎1階)
☐	児童手当の手続き	◆誕生日から15日以内。(申請期限が遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。)	
☐	子育て支援チャイルドシート等購入費補助の手続き	◆チャイルドシートを購入された場合。 ◆対象要件・申請期限：町内に6ヵ月以上住所を有し、かつ居住していること。また、購入日から6ヵ月以内の申請に限る。	
☐	同居承認申請の手続き	◆多賀地区町営住宅の入居者にお子様が生まれた場合。	建設課 Tel82-6167 (庁舎2階)
☐	同居承認申請の手続き	◆井手地区町営住宅・府営住宅の入居者にお子様が生まれた場合。	同和・人権政策課 Tel82-3380 (いづみ人権交流センター)
☐	子育て応援支援金の手続き	◆井手町で出生後、保健センター職員が新生児訪問時に養育者と面談後支援金を申請。申請時点で井手町に住所を有する者。	保健センター Tel82-3385

※ご不明な点につきましては、各課にお尋ねください。

※このチェックシート以外の手続きが必要な場合があります。